

富山県企業立地助成制度の概要

～ 企業立地を強力にサポート ～

(H30.4 現在)

1. 工場等の新・増設に対する助成 (助成額＝投資経費×助成率)

・ 1 工場敷地あたりの通算限度額 **最大 50 億円***7

県外からの転入者 1 人を、新規立地は 1.5 人、増設は 2 人として割増カウント

対象業種	助成対象	交付要件 (投下固定資産額*1、新規雇用*2)	助成率*4	限度額
製造業 ソフトウェア業 デザイン業 等	・ 土地 ・ 建物 ・ 設備 (設備のみの取得を除く)	【新規立地】 5 億円以上かつ 20 人以上 土地取得(賃借)後 3 年以内に操業開始 (10 人以上)	投資経費*3の 10% (5%)	2 億円 (1 億円)
		【増 設】 15 億円以上かつ 30 人以上 工事着手後 1 年以内に操業開始 (15 人以上)		5 億円*5 (2.5 億円)
		【新規立地・増設】 50 億円以上または 60 人以上		30 億円*6 (15 億円)
		【新規立地・増設】 100 億円以上かつ 100 人以上		

- *1：事業の用に供するために必要な固定資産及びコンピュータ等の取得価額の合計額。
*2：新規雇用は、正規職員の増加分とし、県外の工場等からの転入者も含む。
*3：土地及び生産工程に係る（＝事業の用に直接供する）建物・設備の取得に要する経費（助成対象経費）。
*4：（ ）内は、製造業以外の助成率。
投資経費が 100 億円を超える部分については、助成率 2%（製造業以外 1%）を適用。
投下固定資産額 100 億円以上かつ新規雇用 20 人以上 30 人未満となる増設の場合は、2 億円を上限に交付。
*5：知事が特に認める場合に適用。
*6：大規模で産業構造の高度化に資すると知事が特に認めるもの。
*7：投下固定資産額 100 億円以上かつ 100 人以上等に係る助成金の交付を受けた場合。
(注1)：工場等の新・増設に対する助成金は、県、市町村で 1/2 ずつ負担し市町村から企業へ（均等分割）交付。
(注2)：借地料への助成－小矢部フロンティアパークに係る土地の貸借に要する費用（限度額 2 千万円/年 × 3 年間）

2. 本社機能の県外からの移転に対する助成 (助成額＝投資経費×助成率)

助成対象	交付要件 (投下固定資産額、新規雇用)	助成率	限度額
・ 土地 ・ 建物 ・ 設備	5 千万円以上 かつ 5 人以上 (中小企業は 2 人以上)	投資経費の 10%	5 億円
	100 億円以上 かつ 60 人以上		30 億円*

*知事が特に必要と認めた場合。

3. 研究所の新・増設、研究者等の雇用に対する助成

① 民間研究所の新・増設への助成 (助成額＝対象経費×助成率)

*知事が特に必要と認めた場合。

対象業種	助成対象	交付要件 (研究者)	助成率	限度額
自然科学研究所 (試験、開発研究等)	・ 土地 ・ 建物 ・ 設備 等	【新規立地・増設】投資額 1 億円以上かつ 研究者 10～29 人	対象経費の 15%	1.5 億円
		【新規立地・増設】同上かつ研究者 30 人以上	対象経費の	2 億円
		【新規立地・増設】同上かつ研究者 60 人以上	20%	5 億円*

「成長産業 3 分野 (高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)」に該当し、特定業務施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、雇用要件を上記の 1/2 に緩和（投資要件、助成率及び限度額は同じ。）

② 研究者等の雇用に対する助成 (助成額＝雇用人数×助成額)

対象業種	交付要件 (投下固定資産額、研究者)	助成額	限度額
・ 自然科学研究所の研究員 ・ デザイン業のデザイナー	【新規立地・増設】3 千万円以上かつ 10 人以上	50 万円/人	1 億円